

児童手当 額改定認定請求書・額改定届

受付番号

市川市長

私は次のとおり認定請求もしくは改定の届出をします。また、児童手当の支給要件を審査するため、私の世帯及び配偶者等の  
税情報など公簿等の調査を行うこと、子ども医療費助成制度で調査した税情報等を使用することに同意します。

提出年月日 受付確認年月日

以下の二重線で囲まれた枠内を記入してください

受給者 (フリガナ) 氏名 (法人名等) 住所 市川市 電話 ( ) 職業 ア.被用者 イ.公務員 ウ.被用者等でないもの

年金 ア.厚生年金 イ.国民年金 ウ.その他 ( )  
アで、右記の組合員である場合は○をしてください ( ) 私立学校教職員共済 ( ) 国家公務員共済 ( ) 地方公務員等共済

額改定の区分 増額 減額

増額又は減額の原因となる児童

Table with columns: 氏名, 生年月日, 性別, 続柄, 監護の有無, 生計関係, 同居・別居の別, 海外留学をしていない場合の出国年月, 住所(別居の場合), 児童との関係

増額又は減額の原因となる児童の兄弟等

Table with columns: 氏名, 生年月日, 性別, 続柄, 監護相当の有無, 生計費負担の有無, 同居・別居の別, 海外留学をしていない場合の出国年月, 住所(別居の場合)

増額した理由 ア.出生 イ.支給要件児童等が増えた ( )

減額した理由 ア.死亡した ク.児童の兄弟等の生計費の負担をしなくなった  
イ.監護しなくなった ケ.父母指定者でなくなった  
ウ.生計を同じくしなくなった (児童の生計を維持する父母等の帰国)  
エ.生計を維持しなくなった コ.児童自立生活援助を受け、里親等への委託又は  
オ.日本国内に住所を有しなくなった 児童福祉施設等への入所若しくは入院  
(留学を理由とするものを除く) サ.児童等と同居しなくなった(単身赴任を除く)  
カ.未成年後見人でなくなった シ.その他  
キ.児童の兄弟等の監護相当の世話をしなくなった ( )

事由が発生した年月日 年 月 日

◎裏面の注意をよく読んでから記入してください。◎字は、楷書ではっきり書いてください。以下は職員記入欄となります。請求者等の方は記入しないでください。

備考 手当月額 3歳未満 円 入力 照合 3歳以上 円 認定番号 計 円

不備 別監・確認書・その他( ) 対象児童等 第 子 受付者

## 注意

- 1 この用紙は、受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）をする児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）又は経済的負担（監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っていることをいいます。）のある児童の兄弟等（18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した後2歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）に異動があり、その結果、児童手当の額が増額又は減額する場合に、その増額又は減額の原因となる児童等について記入の上、提出してください。  
なお、児童手当の額が減額する場合は、「監護の有無」及び「生計関係」の欄は記入する必要がありません。
- 2 児童等が海外に留学している場合は、「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 3 「氏名（法人名等）」の欄は、受給者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 4 「住所」の欄は、受給者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
- 5 「職業」、「生年月日」の欄は、受給者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 6 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
  - ① 「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
  - ② 「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 7 増額又は減額の原因となる「児童の兄弟等」の欄の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。
- 8 増額又は減額の原因となる「児童の兄弟等」の欄の「生計費の負担の有無」の欄は、当該児童の兄弟等が受給者の収入により子の日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であって子の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を親が負っている場合、別居であって親が学費や生活費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
- 9 「増額した理由」の欄は、「ア」又は「イ」のいずれか該当するものを○で囲み、「イ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。
- 10 「減額した理由」の欄は、「ア」から「シ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「シ」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。（※「コ．児童自立生活援助を受け、里親等への委託又は児童福祉施設等への入所若しくは入院」については、児童自立生活援助を受け、委託又は入所若しくは入院が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、額改定届を提出する必要はありません。）
- 11 「事由が発生した年月日」の欄は、「9」又は「10」の事由の発生した年月日を記入してください。
- 12 この請求書には、児童手当の額が増額する場合は、増額の原因となる児童等について、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。）が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
  - ① 児童等が他の市町村（特別区を含みます。）に住所を有する場合は、その児童等の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、その児童等が世帯主である場合にはその旨、その児童等が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
  - ② 児童等が海外に留学をしている場合は、当該児童等が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
  - ③ 児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
  - ④ 受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑤ 受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑥ 児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合を除く。）
  - ⑦ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
  - ⑧ 監護相当・生計費の負担についての確認書